

令和7年1月31日招集

1月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和6年度1月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和7年1月31日(金) 午後2時30分から午後3時09分

2 開催場所 江南区福祉センター多目的ホール

3 出席委員 (33人)

農業委員

1番	首藤正男	2番	田村良雄	3番	若林清廣
4番	虎澤栄三	5番	田中さとみ	6番	山岸信一
		8番	平野榮治	9番	阿部信行
10番	佐藤英一	11番	高橋潤一	12番	伊藤隆
13番	塩原信子	14番	野澤栄	15番	平原大悟
16番	本間雄一			18番	渡部藤四夫
19番	江端美春	20番	小林喜一郎	21番	間宮一
22番	草野伸一	23番	増井勝	24番	吉田浩

農地利用最適化推進委員

1番	本田敏明	2番	山岸洋子	3番	鈴木健二
4番	別所正幸	5番	長井範親		
7番	帯瀬和幸	8番	田中隆市	9番	高井利明
10番	原田秀一	11番	堀内多計司	12番	武田要一郎

4 欠席委員 (3名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第58号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第59号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第60号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第61号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第62号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第63号 新潟市農用地利用集積計画の取り消しについて

議案第64号 新潟市農用地利用集積計画の訂正について

議案第65号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 坂井靖彦 事務局次長補佐 小沢昌己
北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 靄巻和仁
南区事務所長 佐藤政道 西区事務所長 佐藤清隆
西蒲区事務所長 佐々木徹
管理係長 藤崎由香里 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏
管理係 武田勇 農地係主査 鳴倉明彦

7 会議の概要

<p>小沢次長補佐 開始時刻</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会令和6年度1月定例総会を開会いたします。</p>
<p>14:30</p>	<p>7番 成田誠一委員、17番 大嶋喜芳委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>出席委員は24名中22名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【あいさつ】</p> <p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は、3番 若林清廣委員、5番 田中さとみ委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第65号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について</p> <p>議案第58号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について</p> <p>議案第59号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について</p> <p>議案第60号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について</p> <p>の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>

農地係長	<p>はい。議長。農地係の早川でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p> <p>定例総会議案書を3枚おめくりいただき、議案書1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第65号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、北区で3件、中央地区で2件、秋葉区で2件、南区で7件、西蒲区で3件の計17件です。</p> <p>次に議案第58号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、南区で1件です。</p> <p>次に議案第59号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、北区で1件、中央地区で3件、秋葉区で2件、南区で1件、西区で1件、西蒲区で2件の計10件です。</p> <p>次に議案第60号 事業計画変更承認申請に関する処分決定が西区1件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は29件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p>
北区部会長	<p>北区部会長の本田でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件4件は、去る1月27日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第65号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」、「北2号」は規模拡大のため、「北3号」は非農家が農振白地の農地で家庭菜園を行うため、いずれも売買により所有権を移転するものです。</p> <p>続きまして、議案第59号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書9ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は、中古農機具販売業者が、売買により農機具置場敷地</p>

<p>議 長</p> <p>中央地区部会長</p>	<p>に転用するものです。農地区分は第2種農地で、土地改良区域外です。排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっています。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請3件、第5条許可申請1件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>北地区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に中央区部会の報告をお願いします。</p> <p>中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の5件は、去る1月29日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第65号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書3ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、規模拡大のため、「中2号」は、利便性を高めるため、売買により、所有権を移転するものです。</p> <p>続きまして、議案第59号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>10ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、自宅敷地の駐車スペースが不足するため、売買により露天駐車場敷地に転用するものです。農地区分は第2種農地です。</p> <p>「中2号」は、電線張替え工事に伴い賃貸借により、休憩所等の敷地として一時転用するものです。</p> <p>農地区分は第2種農地及び農用地です。</p> <p>「中3号」は、将来設計を考え、売買により個人住宅建築敷地に転用するものです。農地区分は第3種農地です。</p> <p>「中1号」から「中3号」まで、いずれも、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請2件、第5条許可申請3件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>中央地区部会の報告は以上です。</p>
---------------------------	---

<p>議 長</p> <p>秋葉区部会長</p>	<p>ありがとうございました。次に秋葉区部会の報告をお願いします。</p> <p>秋葉区部会長の長井でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>秋葉区部会は議案記載の4件を、29日に審査いたしました。</p> <p>議案第65号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>議案書4ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」、「秋2号」は隣接する土地であり、譲渡人の申し出により、同一の譲受人に売買するものです。</p> <p>続いて、議案第59号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>議案書11ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は中山間2種農地に個人住宅建築敷地として申請したものです。</p> <p>「秋2号」は3種農地にデイサービスセンター建築敷地として申請したものです。</p> <p>以上4件、いずれも区部会は問題ないと判断いたしました。</p> <p>秋葉区部会の報告は、以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>南区部会長</p>	<p>ありがとうございました。次に南区部会の報告をお願いします。</p> <p>南区部会長の帯瀬でございます。</p> <p>それでは、ご報告させていただきます。</p> <p>南区部会の審査案件は9件で、去る1月29日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第65号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書の5ページ6ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」「南2号」は、規模拡大を図りたい譲受人が自作地の隣の農地を売買により所有権を取得するものです。</p> <p>次の「南3号」「南4号」「南5号」は、経営移譲するため、親子間等で使用貸借権を設定するものです。</p> <p>次の「南6号」は、規模拡大を図りたい譲受人が売買により所有権を取得するものです。</p>

<p>議 長</p> <p>西区部会長</p>	<p>次の「南7号」は、譲受人が利用権を設定し耕作している農地を遺贈により所有権を取得するものです。</p> <p>次に、議案第58号 農地法第4条許可申請についてです。議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、所有する農地を個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、隣地にて家族6名で生活していますが、手狭になってきたことから自分たちが生活する住宅を建築するため申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第2種農地に分類され許可相当と判断されます。</p> <p>次に、議案第59号 農地法第5条許可申請についてです。議案書の12ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、農地を売買により所有権を移転し、露天資材置場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、同集落内に居住し、土木建築業を営んでいますが、事業の拡大に伴い資材置場が必要となり申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>なお、前述の4条許可申請1件、5条許可申請1件は周辺農地への被害防除措置もとられ、周辺に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請7件、農地法第4条許可申請1件、農地法第5条許可申請1件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>南区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に西区部会の報告をお願いします。</p> <p>西区部会長の高井でございます。</p> <p>1月29日に開催した西区部会での審査報告をいたします。議案書の13ページをご覧ください。</p> <p>議案第59号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>「西1号」は、賃貸借により、認知症対応型福祉施設建築敷地に転用するものです。</p>
-------------------------	---

	<p>申請者は社会福祉法人で、本市公募の地域密着型サービス指定候補事業者に選定され、認知症高齢者グループホームを建築、運営するため、申請に至りました。</p> <p>農地区分は第3種農地で、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>次に、15ページをご覧ください。</p> <p>議案第60号 事業計画変更承認申請に関する処分決定についてです。</p> <p>「西1号」は、令和6年6月総会での一時転用許可案件について、事業期間を延長するため、申請に至りました。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請1件、事業計画変更承認申請1件、合計2件は、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に西蒲区部会の報告をお願いします。</p>
西蒲区部会長	<p>西蒲区部会長の堀内でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の5件は、去る1月29日に審査を行いました。</p> <p>議案第65号 農地法第3条許可申請についてです。</p> <p>議案書7ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」、「蒲2号」は、譲受人の規模拡大のため、賃借権の設定や、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>「蒲3号」は、譲渡人からの要望で、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>次に、議案第59号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書14ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」、は、転用事業者の新工場建設及び本社改修工事に伴い、不足する駐車場用地を効率的に利用するため、露天駐車場連絡通路敷地として一時転用するものです。</p> <p>農地区分は、農用地区域内農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し、許可できるものです。</p> <p>「蒲2号」は実家となりの申請地を使用貸借し、個人住宅建築敷地に転用するものです。農地区分は第1種農地です。</p>

議 長	<p>「蒲1号」、「蒲2号」、いずれも、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請3件、第5条許可申請2件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書2ページ、追加議案第65号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、議案書2ページ、追加議案第65号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>関係の委員から入室していただいでください。</p>
議 長	<p>次に、議案書8ページ、議案第58号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p>

議 長	<p>次に、議案書9ページ、議案第59号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案書9ページ、議案第59号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>関係の委員から入室していただけてください。</p>
議 長	<p>次に、議案書15ページ、議案第60号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、別冊1の議案第61号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、別冊2の議案第62号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、別紙1の議案第63号 新潟市農用地利用集積計画の取り消しについて、別紙2の議案第64号 新潟市農用地利用集積計画の訂正について、一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
農政振興係長	<p>農政振興係の和田です。最初に、議案第61号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>最初に、議案の修正について説明します。本日机上に配布させ</p>

ていただいた、正誤表1・2、飛んで4をご覧ください。

資料別冊1の48ページ、利用の更新、北93号について、物納の数量に誤りがあったとの申し出があったため、正誤表1のとおり数量を修正します。

また、50ページ、所有権移転の売買、北9号について、譲受人を変更したいとの申し出があったため、正誤表2のとおり修正します。

資料戻りまして、20ページ・27ページ、新規の利用権設定、北85号・119号について、申出後に耕作者が亡くなったため、取り下げ書の提出がありましたので、正誤表4のとおり取り下げます。

それに伴う地区別実績表の差し替え用の資料も机上に配布させていただきましたので、お手数ですが差し替えをお願いいたします。

それでは、お手元の資料別冊1をご覧ください。

初めに、農業経営基盤強化促進法に基づく案件についてです。

資料の表紙をめくっていただいて、1ページ、令和7年1月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。

新規の利用権設定について、北区128件、中央地区74件、秋葉区16件、南区19件、西区18件、西蒲区77件、合計で件数332件、面積1,974,395㎡です。

次に、所有権移転の売買について、北区14件、中央地区5件、秋葉区8件、南区16件、西区16件、西蒲区14件、合計で件数73件、面積356,455㎡です。

次に、所有権移転の交換について、南区6件、西蒲区6件、合計で件数12件、面積19,662㎡です。

続いて2ページ、利用権の更新について、北区93件、中央地区36件、秋葉区17件、南区30件、西区11件、西蒲区55件、合計で件数242件、面積1,555,201㎡です。

詳細につきましては、議案書の4ページ以降となります。

新規の利用権設定、利用権の更新、所有権移転については、4ページから144ページのとおりです。

次に、利用権の移転については、145から153ページのとおりです。

続いて、農地中間管理事業関係についてです。154ページ、令和7年1月の利用権促進事業(農地中間管理事業)地区別実績表をご覧ください。

新規の利用権設定について、北区56件、中央地区110件、秋葉区110件、南区114件、西区82件、西蒲区246件、合計で件数718件、面積4,762,860㎡です。

詳細につきましては2枚めくっていただいて、157ページから302ページのとおりです。

以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。

また、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。

従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、303ページのとおり農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対して依頼します。

市の公告については、令和7年2月17日からとなります。

引き続き、議案第62号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について説明させていただきます。

最初に、議案の修正について説明します。本日机上に配布させていただいた、正誤表3をご覧ください。

資料別冊2の3ページ、中間管理権移転、北14号について、中間管理権を移転する者に誤りが判明したため、正誤表3のとおり住所・氏名を修正します。

それでは、お手元の資料別冊2をご覧ください。

資料の表紙をめくっていただきまして1から67ページのとおり、北区で39件、中央地区で28件、秋葉区で30件、南区で11件、西区で114件、西蒲区で101件、移転の申出がありました。

市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から1月8日付で意見聴取の依頼を受けているところであります。

従いまして、68ページとおり、計画案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することお諮りするものです。

なお、促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。県の公告は令和7年3月28日からとなります。

	<p>議案第63号 新潟市農用地利用集積計画の取消しについて、説明します。</p> <p>資料、別紙1をご覧ください。</p> <p>取消案件につきましては、令和6年度11月定例総会においてご承認いただきました、議案第49号、利用権の移転、蒲3号です。</p> <p>取消理由は、農用地利用集積計画の公告前に、所有者の都合により新潟市農用地利用集積計画の取消申請書が提出されたためです。</p> <p>本日の定例総会で承認をいただいたのち、資料裏面のとおりに農用地利用集積計画の取り消しを公告いただくよう、市長に対して依頼します。</p> <p>議案第64号 新潟市農用地利用集積計画の取消しについて、説明します。</p> <p>資料、別紙2をご覧ください。</p> <p>訂正案件につきましては、令和6年度12月定例総会においてご承認いただきました、議案第55号、所有権移転の売買、蒲3号です。</p> <p>取消理由は、12月総会で議決後、農用地利用集積計画の公告前に、譲受人が父(孝男)ではなく、経営主である子(孝一)が正しいことが判明したためです。</p> <p>1月の農用地利用集積計画公告前に判明したことから、市長部局と協議した結果、訂正後の正しい内容で公告することとし、対応済みとなっております。</p> <p>総会への説明が事後となり大変申し訳ありませんが、本日の定例総会で内容について承認くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>別冊1の議案第61号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p>
--	--

議 長	<p>それでは、別冊 1 の議案第 6 1 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>関係の委員から入室していただいでください。</p>
議 長	<p>次に、別冊 2 の議案第 6 2 号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、別冊 2 の議案第 6 2 号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>関係の委員から入室していただいでください。</p>
議 長	<p>次に、議案第 6 3 号 新潟市農用地利用集積計画の取り消しについて、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>次に、議案第 6 4 号 新潟市農用地利用集積計画の訂正について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>以上で、議事として提案した案件について終了します。</p> <p>その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(発言なし)</p> <p>それでは、事務局から何かありませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議 長 終了時間 15:09</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和6年度1月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長

署名委員

署名委員
